

## 別表第 1 ~ 建築物の用途規制

	建築してはならない建築物
観光地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> <li>3 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</li> <li>4 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</li> <li>6 倉庫業を営む倉庫</li> <li>7 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> </ol>
観光地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> <li>3 カラオケボックスその他これに類するもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>4 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>6 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</li> <li>8 倉庫業を営む倉庫</li> <li>9 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>10 劇場、映画館、演芸場または観覧場（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> </ol>
田園居住地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> <li>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>4 カラオケボックスその他これに類するもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>5 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</li> <li>6 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>7 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</li> <li>9 倉庫業を営む倉庫</li> <li>10 劇場、映画館、演芸場または観覧場（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> </ol>
観光居住地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場（令第130条の6に規定するものを除く）</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物</li> <li>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、令第130条の5の2に規定されないもの、および令第130条の5の2に規定されていて、床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>4 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>5 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</li> <li>6 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</li> <li>7 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</li> <li>9 倉庫業を営む倉庫</li> <li>10 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>11 劇場、映画館、演芸場または観覧場</li> </ol>
市街地隣接地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</li> <li>2 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> <li>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>4 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>5 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</li> <li>6 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</li> <li>7 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</li> <li>9 倉庫業を営む倉庫</li> <li>10 畜舎で床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（宿泊施設に附属する施設は除く。）</li> <li>11 劇場、映画館、演芸場または観覧場</li> </ol>

別表第 2 ～ 工作物の用途規制

	築造してはならない工作物
観光 地区	<p>鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する用途に供する工作物</p>
観光 地区 観光居住地区	<p>レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する用途に供する工作物</p>
市街地隣接地区	<p>アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造に供する工作物</p>
田園居住地区	<p>アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造に供する工作物</p>